

児童デイサービスNEWS

最後の遠足



4月22日の暖かな土曜日。木曾川緑地公園に遠足に行きました。

土曜日の7時間療育での遠足は最後ということで、スタッフも感慨深いものがありました。

広い公園で遊具や川遊び、芝そりなど、自然の中で思いっきり身体を動かした後は、プレーバルーンを楽しみました。

カラフルで風になびくバルーンの下に引き寄せられるように集まる子どもたち。

全身に風を感じたり、バルーンの上にボールを投げ入れて楽しんだり、子どもたちもスタッフも笑顔でいっぱいひとときを過ごしました。

5月のご利用状況

5月の予約状況は連休以外はほぼ定員に近い予約を頂いております。5月からケア時間が10時から13時までと短くなった土曜日も今まで同様にご予約いただきまして有難うございます。

最近の活動

日常の活動の中から自立に向けたプログラムを取り入れています。例えば、食事の準備や後片付けなどテーマはいろいろ考えられます。

最近では、近くのコンビニへ買い物に出かけています。自動販売機でなく、たくさんの商品の中から指示されたものを買ってくる。

やってみれば、案外、近くのお客さんが手伝ってくれたり、店員さんも親切に説明してくれます。

始めは出来なくても、カード等で説明を工夫しながら、継続したいと思っています。

このように、地域の人たちとふれあいながら社会への巣立ちの準備を進めたいと思います。

花メダルの首飾り



H君の首飾り

桜満開の春。児童デイの子どもたちも新しい季節を迎え、ちよっぴり大きくなった様な気がします。

入学・進学のお祝いの為に、みんなで輪つなぎの首飾りを作りました。折り紙を細く切って、シールや糊で輪つなぎをしていると、折り紙の得意なA君が上手に「花」を折ってくれました。これも一緒につけることにして、立派な花メダルの首飾りが出来上がりました。

また、H君はオリジナルの勲章を作ったりと子どもたちの発想の柔軟性には驚かされます。自分で作った作品、持って帰って、お家の方にも喜んでもらえたかな？

上限額管理事務の流れ

4月からの制度改正で実績記録等の事務についての問い合わせが相次いでいます。

申請の流れは次のようになっています。

1. サービス事業所は毎月3日までに利用者の実績記録表を上限額管理者（事業所）に提供
2. 上限額管理者は利用者の負担上限月額を超過か否かを確認
3. さらに超過の場合、毎月6日までに各事業所単位に利用者負担上限管理対象者に確認し、結果表等を作成し送付する
4. 上限額管理者は請求の際、利用者負担上限管理対象者の明細書に実績記録表と上限額管理結果票等を添付

このように各事業者は横の連絡をとりながら利用者さんの負担額の把握をしていくことになっています。

まごころふれあいサロンをご利用下さい

まごころでは毎週木曜日の10時～12時まで地域の人たちを対象にふれあいサロンを開いています。

是非、お出かけ下さい！

ミニデイだより

元気の秘訣

まごころミニデイは、40歳から90歳と年齢も様々です。

皆さんは、週一回のミニデイを楽しみに参加されています。

今日はOさん70歳Tさん69歳のお誕生日会。「Happyバースデー」の曲を弾くのは、ひとり年齢が上の84歳のIさん90歳のFさん。ミニデイならではの光景です。

その日、Fさんは、朝からピアノの練習に一生懸命でした。

「ちょっと忘れたわ、やっとかめ弾く曲やで」と言いながら、大きく書かれたカタカナの楽譜を見ながら、何度も練習されました。ちよっと忘れたと言われたのは暗譜していないということだったのです。

午後の本番には、5本の指を上手に動かされ、堂々と演奏されました。

戦争を体験され、数々のご苦勞を乗り越えられた長い人生。今こうしてミニデイに参加されるようになってから、はじめてピアノを練習され、澄みきったきれいな声でなつかしい歌を唄われます。お友達も増え、ここへ来るのがとても楽しいと話されています。

「介護保険って何やね。使わんといかんのかね。」と言われるほどお元気なお方です。

90歳の元気の秘訣は歩くことにもあるようです。暑い日も、寒い日も、「まごころ」までの道のりを、履物はぞうりと決められています。もう一つは、感謝しながら、暮らしておられることです。

ミニデイの昼食は一粒も残さず召し上がり、食べ物を粗末にしない。お皿などは必ず一つにまとめられています。いつもFさんから元気をいただき頭が下がります。忘れがちな感謝のこころを教えられた一日でした。

要注意！駐車違反

6月1日より道路交通法が一部改正・施行され、駐車違反の取締りがこれまでの警察だけではなく民間に委託されます。

介護車両についての除外措置は今のところ、警察庁も考えていないようです。

駐車位置については充分注意しましょう。

駐車許可申請は随時しております。お困りのヘルパーさんは申し出てください。

介護・介護予防サービス費用のめやす

— 要支援1・2の人（介護予防訪問介護） —
自力では困難な行為でまわりの支援が受けられない場合にはホームヘルパーによるサービスが提供されます

週1回程度の利用（要支援1・2）12,340円/月

週2回程度の利用（要支援1・2）24,680円/月

週2回程度を超える利用

（要支援2のみ）40,100円/月

・身体介護・生活援助の区分はありません

・乗車・降車等介助は利用できません

— 要介護1～5の人（訪問介護） —

身体介護（入浴、排せつ、食事など）

30分以上1時間未満 4020円

早朝、夜間、深夜加算あり

生活援助（調理、洗濯など）

30分以上1時間未満 2080円

早朝、夜間、深夜加算あり

通院のための乗車・降車の介助

1000円

心づれづれ

『心に残る思い出』

私が小学生だった頃の話・・・
父親は厳しい性格の人で、よく叱られ、すぐゲンコツが飛んだ。

ある時、私は余程ひどく叱られてか、庭の外へ締め出され、反省するまで家に入れてはもらえなかった。幼いながら、その時私は、隣家の塀をよじ登って屋根に上がり、二階の窓から入り、階段上でひっそりと中の様子を伺っていたのでした。

長い時間が経って、父はもう私が観念したと思って外を見たら、私が居ない！・・・私は、ばつが悪くて階段から降りてきたら、父はあきれてまた怒り出し、「裏のお墓へ行ってお茶の葉を2枚取って来い！」とまたもや罰を受けました。

暗い夜に怖気づくだろうと思った父の意に反して、一目散に取ってきた私にとうとう父はあきれた様子でした。

そんな父もこの2月に天国へ逝ってしまいました。何で叱られたのかその中身が思い出せない程、叱られだけが妙に心に残っている思い出です。（協力会員M・Oさん）題字/澤田清敏さん

原稿募集

あなたの「心に残る思い出」をお待ちしています。
400字程度にまとめてお寄せ下さい。